

令和4年度 総代選挙実施要領

令和4年11月14日
石垣市商工会

1. 目的 : この要領は、石垣市商工会選挙規程に基づき、総代の選挙方法等について定め、円滑に総代を選出することを目的とする。
2. 総代選挙方法 : 総代選挙は、定款第30条及び運営規約第10条に基づき実施する。
 - (1) 総代候補者の届出受付期間・受付場所
 - ① 会員への通知及び公示：令和4年11月14日（月）
 - ② 受付期間：令和4年11月14日（月）～11月30日（水）
午前9時～午後5時（土日、祝祭日は除く）※12日間
 - ③ 受付場所：石垣市商工会事務局 〒 907-0013 石垣市浜崎町1-1-4
 - (2) 選挙投票通知書の発送・投票日
 - ① 投票通知書発送：令和4年12月9日（金）
 - ② 投票日：令和4年12月21日（水）午前9時～午後5時
 - (3) 選挙方法
 - ① 総代の選出は、投票により行なう。
 - ② 業種の会員は、1人1票で業種の総代候補者名簿の中から1名を選んで投票を行ない、得票数が多い順に各業種の総代定数に応じた人数まで当選人とする。
 - ③ 商工会法第48条の第3項において、業種の総代候補者の総数が選挙すべき総代定数を超えないときは、投票は行なわない。この場合においては、選挙管理委員長は選挙管理委員会を開き、総代候補者をもって当選人とする。
3. 届出書類等
 - (1) 商工会事務局に備え付けの所定様式に自署捺印のうえ提出する。なお、郵送、FAX、代理者による届出は受付できない。
 - (2) 商工会事務局は、各業種の立候補者受付順に「業種別総代選挙立候補者受付簿」に記入する。
4. 選挙結果
 - (1) 選挙管理委員長は、選挙の結果を「総代選挙録」に記入し、商工会会長に提出する。
 - (2) 当選人は、「総代就任承諾書」を商工会会長宛提出する。
 - (3) 商工会会長は、当選人に「総代当選証書」を交付する。法人の総代については、総代会に出席する者を特定し、商工会事務局へ提出する。
 - (4) 商工会会長は、選出された総代の氏名等を会員へ報告する。